



株式会社 TTK

証券コード 1935

# 第64期 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

平成29年6月29日（木曜日）  
午前10時

開催  
場所

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台  
3階「曙」

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

## 目次

第64期定時株主総会招集ご通知 … 1
(添付書類)
事業報告…………… 3
計算書類…………… 17
監査報告書…………… 34
株主総会参考書類…………… 38

(証券コード1935)  
平成29年6月1日

株 主 各 位

仙台市若林区新寺一丁目2番23号  
株式会社 T T K  
代表取締役社長 土 肥 幹 夫

## 第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、同封の「議決権行使書」の郵送又はインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 仙台市青葉区中央一丁目1番1号

**ホテルメトロポリタン仙台 3階「曙」**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 定款の一部変更の件
- 第3号議案** 取締役10名選任の件
- 第4号議案** 監査役1名選任の件

## 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



**株主総会開催日時**

平成29年6月29日（木）午前10時

**場所**

仙台市青葉区中央一丁目1番1号 ホテルメトロポリタン仙台 3階「曙」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただくとともに、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、第64期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

### 郵送で議決権を行使される場合



**行使期限**

平成29年6月28日（水）午後5時30分までに到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。なお、議決権行使書用紙において各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### インターネットで議決権を行使される場合



**行使期限**

平成29年6月28日（水）午後5時30分までに行使

インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

《議決権行使ウェブサイト》

<http://www.it-soukai.com/>

同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

※インターネットによる議決権行使に際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ttk-g.co.jp/>）に掲載させていただきます。

●議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合には、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

## 事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、政府による各種政策の効果から、緩やかに回復していくことが期待されます。

情報通信分野においては、従来の固定ブロードバンドサービスが成熟化する一方で、光コラボレーションモデルによる市場の拡大がみられるほか、移動通信分野においてはスマートフォンやタブレット端末の普及によるLTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大やトラフィック増及び高速化に対応する通信ネットワーク環境の整備が急ピッチで進んでおります。

また、公共・民間分野におきましては、東日本大震災の本格復興や国土強靱化、地方創生に向けた自治体等のICT投資や防災・減災、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに関連した社会インフラ投資の拡大が期待されます。

このような経営環境の中、当社グループでは「震災まちづくり復興」事業への貢献と新たなステージでのグループ総合力の展開”を基本方針とする「第4次中期経営計画」(平成26年度～平成28年度)の重点項目を確実に遂行することによって最終目標達成に向けた取組みを一層強化・推進し、売上と利益の最大化を図ることにより、一層の企業価値・株主価値の向上に取組んでまいりました。

その結果、当社の当連結会計年度の売上高は332億60百万円(前連結会計年度比11億56百万円減少)、経常利益は14億75百万円(前連結会計年度比1億98百万円増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億79百万円(前連結会計年度比84百万円増加)となりました。

受注高、売上高及び繰越高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	① 前期繰越高	② 当期受注高	③=①+② 総受注高	④ 売 上 高	⑤=③-④ 次期繰越高
電 気 通 信 工 事 事 業	5,377	33,892	39,269	33,260	6,009

#### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は、4億34百万円であり、その主なものは高所作業車の買替えおよび増配備によるものであります。

なお、特記すべき資金調達はありません。

### (3) 対処すべき課題

上記(1)「事業の経過及び成果」記載の経営環境をふまえ、T T Kグループは概要以下のとおりの内容の「第5次中期経営計画」(平成29年度～平成31年度)を策定いたしました。なお、同計画につきましては平成29年5月12日に開示しておりますので、詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

#### 【第5次中期経営計画 スローガン】

“T T Kグループ総力を結集した新たなコア事業へのチャレンジと飛躍”

第5次中期経営計画では、第4次中期経営計画の取組みを足場とし、新たな事業領域の開拓と次期以降に向けた堅固な土台作りを目標に、上記のスローガンを掲げ、更なる安定成長に向けて取組んでまいります。

#### 【基本戦略】

T T Kグループでは、既存事業における更なる生産性向上と業務の効率化により、売上と利益の最大化を図ります。また、東北全域での強固な事業基盤と通信工事で培った技術・ノウハウを活用し、成長戦略として以下の3つの事業を「新たなコア事業」として掲げ、事業領域の拡大に取組みます。

- ①光コラボ関連事業の拡大
- ②環境土木工事の受注拡大
- ③電気工事の受注拡大

#### 【重点項目】

＜新たなコア事業分野＞

- ・東北全域における社会インフラ事業への果敢な営業展開と売上拡大
- ・「T T Kさずな光」のお客さまに向けたソリューション提供とアカウント体制の充実
- ・新たなコア事業拡大・成長戦略を支える人材育成と技術者確保

＜従来事業分野＞

- ・安全施策の完全定着と新たな事業領域における品質の確保
- ・通信設備構築から保守までの一元的対応と、更なる設備改善提案で売上拡大
- ・県域子会社のモバイル体制充実とN C C工事の売上拡大
- ・「震災まちづくり復興」事業への継続的な貢献

この「第5次中期経営計画」に従い、被災地の「まちづくり復興」事業に引き続き貢献するとともに、東北エリアを中心とする社会インフラ事業、光コラボレーション事業及び各種アライアンス事業の強化に向け、T T Kグループにおける技術力の向上や受注・施工体制の強化を推進します。また、更なる生産性向上と業務の効率化を図り、持続的に企業価値を向上させ、もって、すべてのステークホルダーの共同利益向上に努めてまいります。

さらに、コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンス経営の推進整備等は、引き続き重要な課題であり、特に内部統制システムの構築・運用は健全で安定的な会社経営に不可欠であることから、「T T Kコーポレートガバナンス基本方針」及び「内部統制システム構築の基本方針」に基づく取組みを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期	第62期	第63期	第64期 (当連結会計年度) 平成28年4月から 平成29年3月まで
	平成25年4月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月から 平成28年3月まで	
総 受 注 高 (百万円)	45,914	40,629	39,793	39,269
売 上 高 (百万円)	39,289	35,500	34,416	33,260
経 常 利 益 (百万円)	1,385	1,223	1,277	1,475
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	688	639	695	779
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	34.46	32.01	34.84	39.06
純 資 産 額 (百万円)	17,187	17,642	18,032	18,281
総 資 産 額 (百万円)	26,236	26,314	27,274	27,242

#### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
東 部 電 話 工 事 株 式 会 社	30百万円	83.8%	電 気 通 信 工 事 事 業
北 部 電 設 株 式 会 社	20百万円	83.9%	電 気 通 信 工 事 事 業
盛 岡 電 話 工 事 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
八 甲 通 信 建 設 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
千 秋 通 信 建 設 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
山 形 通 信 工 事 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
福 島 電 話 工 事 株 式 会 社	30百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業
株 式 会 社 T T K テ ク ノ	50百万円	100%	電 気 通 信 工 事 事 業

(注) 第63期(平成28年3月期)において当社の重要な子会社であった東北通産株式会社は、平成28年4月1日を効力発生日として、資材リンコム株式会社(旧中央資材株式会社)を吸収合併存続会社、東北通産株式会社及び北通産株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、その結果当社の子会社でなくなりました。

#### (6) 主要な事業内容

当社グループは、情報通信設備に関する設計、施工、保守、コンサルティングを主な事業内容としております。また、太陽光発電システム、防雪(風・砂)フェンス等の環境改善事業を行っております。

## (7) 主要な営業所

### ① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	仙 台 市	秋 田 支 店	秋 田 市
中 倉 ビ ル	仙 台 市	山 形 支 店	山 形 市
宮 城 支 店	仙 台 市	福 島 支 店	福 島 市
岩 手 支 店	岩 手 県 矢 巾 町	東 京 支 店	東 京 都 千 代 田 区
青 森 支 店	青 森 市	—	—

(注) 当社東京支店は、平成28年9月30日付で東京都千代田区神田東松下町27 神田MSビル2Fに移転いたしました。

### ② 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東 部 電 話 工 事 株 式 会 社	仙 台 市	千 秋 通 信 建 設 株 式 会 社	秋 田 市
北 部 電 設 株 式 会 社	仙 台 市	山 形 通 信 工 事 株 式 会 社	山 形 市
盛 岡 電 話 工 事 株 式 会 社	岩 手 県 矢 巾 町	福 島 電 話 工 事 株 式 会 社	福 島 市
八 甲 通 信 建 設 株 式 会 社	青 森 市	株 式 会 社 T T K テ ク ノ	仙 台 市

(注) 東北通産株式会社は、平成28年4月1日付で当社の子会社でなくなりました。前記(5)の注記をご参照ください。

## (8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
930名	増41名	44.1歳	16.6年

- (注) 1. 従業員数は就業員数を記載しております。  
2. 臨時従業員及び当社グループ外への出向者は除いております。

## (9) 主要な借入先

該当事項はございません。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 66,428,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,962,834株 (自己株式1,263,237株を除く)
- (3) 株主総数 3,387名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	1,047	5.24
第一生命保険株式会社	1,042	5.21
日本生命保険相互会社	1,019	5.10
株式会社七十七銀行	989	4.95
T T K従業員持株会	806	4.03
株式会社アイチコーポレーション	514	2.57
株式会社みずほ銀行	477	2.39
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	350	1.75
加藤 力蔵	325	1.62
みずほ信託銀行株式会社	323	1.61

- (注) 1. 当社は自己株式1,263,237株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 肥 幹 夫	資材リンコム株式会社 社外取締役
専 務 取 締 役	敷 藤 崇	経営企画本部長
取 締 役	佐 藤 糾	コミュニティ事業本部長
取 締 役	佐 藤 克 三	モバイル事業本部長
取 締 役	竹 内 隆 司	NTT事業本部長兼復興推進室長
取 締 役	名 取 正 裕	経理部長
取 締 役	八 嶽 一 哉	人事部長
取 締 役	渡 邊 裕 二	総務部長兼コンプライアンス室長
取 締 役	千 葉 信 博	学校法人聖和学園 常務理事
常 勤 監 査 役	千 葉 惠 逸	
監 査 役	伊 崎 健 太 郎	弁護士
監 査 役	柴 崎 一 美	

- (注) 1. 取締役渡邊裕二は、平成28年6月29日開催の第63期定時株主総会において選任されました。
2. 柳沢忠夫氏は、平成28年6月29日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたしました。
3. 取締役千葉信博は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同氏は学校法人聖和学園の常務理事を兼任しております。同学校法人と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 監査役千葉恵逸及び伊崎健太郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役千葉恵逸は、ビジネス経験を通じて電気通信工事事業やコーポレートガバナンスの分野に相当程度の知見を有するものであります。また、同氏は、当社の常勤監査役として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役伊崎健太郎は、弁護士としての専門的な知見を有するものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
7. 当事業年度中に以下のとおり取締役の担当の異動がありました。

氏 名	異動後の担当	異動前の担当	異動年月日
渡邊 裕二	総務部長兼コンプライアンス室長	コンプライアンス室長	平成28年6月29日

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 102,000千円 (うち社外1名 4,200千円)

監査役 3名 18,150千円 (うち社外2名 14,550千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与(取締役8名30,120千円)を含めております。  
3. 上記報酬等の額には、平成28年6月29日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任された取締役1名に対する報酬額が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

社外取締役 千葉 信博

当事業年度における主な活動状況としましては、取締役会には13回のすべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

社外監査役 千葉 恵逸

当事業年度における主な活動状況としましては、取締役会には13回のすべてに出席し、また、監査役会には13回のすべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

社外監査役 伊崎 健太郎

当事業年度における主な活動状況としましては、取締役会には13回のすべてに出席し、また、監査役会には13回のすべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- |   |       |
|---|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 35百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額とを明確に区分しておらず、実質的にも区分ができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役員（取締役及び監査役を意味する。以下同じ。）及び使用人の企業活動及び社会活動における行動を規律する「TTKグループ行動指針」及び「TTKグループ行動基準」を定めて、役員及び使用人にこれらの指針及び基準を遵守させるものとする。
- ② 当社は、取締役社長の直轄の組織として、内部統制システム管理委員会を設置する。内部統制システム管理委員会は、全社的な内部統制システムの構築・推進及び管理を行い、取締役社長の指示の下、内部統制システムの体制強化策等の推進等を行うとともに、内部統制システムの構築・推進状況等について取締役会に報告するものとし、TTKグループのコーポレートガバナンス体制強化を図るものとする。内部統制システム管理委員会は、一般委員会及び財務委員会により構成される。内部統制システム管理委員会の一般委員会は、当社の定める社内規程、細則及び要領（以下「規程類」という。）による業務統制、各種業務フローによる業務統制、コンプライアンス室によるコンプライアンス統制及びコンプライアンス体制に関する指導にあたる。
- ③ 当社は、コンプライアンス室を設置する。コンプライアンス室は、当社全体の倫理・コンプライアンス規程の策定、役員及び使用人に対する定期的なコンプライアンス研修の計画及び実施その他の適切なコンプライアンス体制の構築及び運営のために必要な施策等を行うものとする。
- ④ 各室部長、事業部長及び支店長は、各室部、事業部及び支店におけるコンプライアンス・リーダーを選任する。コンプライアンス・リーダーは、当該室部、事業部及び支店における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。
- ⑤ 役員及び使用人は、法令若しくは規程類に違反する行為又は不正な行為（以下「違法行為等」という。）が行われた事実又は行われるおそれのある事実を発見した場合には、速やかに、各関係室部、事業部又は支店のコンプライアンス・リーダーを通じて又は直接、コンプライアンス室に通報しなければならないものとする。コンプライアンス室は、その通報内容を調査し、調査の結果、違法行為等が行われた事実又は行われるおそれのある事実が認められるときは、速やかにその是正・防止措置及び再発防止策を講じる。
- ⑥ 当社は、監査室を設置する。監査室は、監査実施計画及び監査実施方法を定める内部監査規程及び内部監査実施細則に従い、コンプライアンス体制を監査する。監査室は、取締役会及び監査役会に対して、当該監査結果を報告する。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、文書取扱規程に従い、役員及び使用人の職務執行に係る文書及び電磁的媒体（以下「文書等」という。）を保存及び管理する。
- ② 文書取扱規程において、役員及び使用人の職務執行に係る文書等の保存（保存期間、保存方法、保存場所等）、管理（管理部署又は責任者の指定等）及び廃棄（廃棄方法等）を定める。
- ③ 役員及び監査室は、その職務の執行のため必要な場合には、文書取扱規程に従い、役員及び使用人の職務執行に係る文書等の閲覧及び謄写を求めることができる。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社における以下の危険の管理に関する基本方針を危機管理規程において定める。
  - イ 地震、台風、水害、事故、火災等の災害により重大な損失を被る危険
  - ロ 工事の施工の際に人身事故及び設備事故が発生することにより重大な損失を被る危険
  - ハ 役員及び使用人の不適法又は不適正な業務執行により重大な損失を被る危険
  - ニ その他、当社に重大な損失を与え又は信用を著しく毀損するおそれのある危険
- ② 当社は、取締役社長を委員長とし、各室部長及び事業部長を委員とする危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともにTTKグループの危機管理に関する基本方針を決定し、委員会は、当該方針に基づく施策等を総合的に審議し決定する。  
 危機事案に関し主たる業務を所掌する主管部門組織の長（以下「危機事案主管部長」という。）は、危機の発生を予防するとともに、有事の発生に備え、TTKグループ内の危機事案発生時の危機管理に関して、必要な施策等の実施を指示する。
- ③ 各室部長、事業部長、支店長及び当社子会社社長は、委員会の決定及び危機事案主管部長の指示に従い、当該各組織の危機管理に関して必要な施策等を実施する。
- ④ TTKグループの事業活動に重大な影響を及ぼす損失等が発生するおそれがあり、全社的な対応が必要と判断される状態が発生した場合には、委員会に、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を立上げ、当該状態による損失の軽減・拡大防止等、当該状態の解消を図るため、TTKグループ内外への確かつ迅速な対応を全社的に実施する。
- ⑤ 監査室は、危機事案主管部長との緊密な連携の下、監査実施計画及び監査実施方法を定める内部監査規程及び内部監査実施細則に従い、当社の危機管理の状況等について、関係室部と協力し監査する。監査室は、取締役会及び監査役会に対して、当該監査結果を報告する。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をするとともに、取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとする。
- ② 取締役会は、将来の事業環境を踏まえて、中長期的な企業価値の向上を主要目的とする中期経営計画を策定し、役員及び使用人が共有する全社的な経営目標を定める。また、取締役会は、当該中期経営計画に従い、各事業年度及び各事業部門ごとの業績目標及び予算を定める。経営企画本部長は、各事業部門ごとの業績達成目標を管理し、取締役会において定期的にこれを報告する。当社は、ITを積極的に活用した管理会計システムにより月次の業績を迅速にデータ化して適時に業績を把握することにより職務執行の効率化に努めるものとする。
- ③ 当社は、取締役及び使用人の職務執行の効率性を確保するために、権限委任規程を定め、取引業務、支払事務、人事等に関する決裁権限の範囲を明確にする。また、当社は、職制規程を定め、会社組織及び子会社組織における任務等を明確にする。
- ④ 当社は、規程類を体系的に整備し、職務執行の効率性を確保するために、規程類管理規程を定め、規程類の制定、改定及び廃止（以下「制改定」という。）にあたり、規程類の制改定事務を担当する者が遵守すべき事項を明確化する。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、その役員及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を適切に構築及び運営させるものとする。
- ② 当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、危機管理規程の整備及び遵守等損失の危険の管理体制を適切に構築及び運営させるものとする。当社子会社の危機管理に係る責任者は、当社の危機事案主管部長と緊密な連携の下、当該当社子会社における適切な危機管理体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。
- ③ 当社は、当社子会社の役員及び使用人に「TTKグループ行動指針」及び「TTKグループ行動基準」に従って行動させるものとする。
- ④ 当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、コンプライアンス規程の整備及び遵守等法令及び定款の遵守体制を適切に構築及び運営させるものとする。  
当社コンプライアンス室は、当社子会社の役員及び使用人に対する定期的なコンプライアンス研修の計画及び実施その他の当社子会社における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。  
当社は、当社子会社にそのコンプライアンス・リーダーを選任させるものとする。当社子会社コンプライアンス・リーダーは、当該当社子会社における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。

- ⑤ 当社経営企画本部長及び当社支店長は、子会社管理規程に従い、当社子会社に対する管理及び業務点検、当社子会社からの事業の定期的な報告の受領等を行うものとする。また、当社子会社の経営の基本に関する重要な一定の事項の決定については、子会社管理規程に従い、当社取締役社長又は当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 当社監査室は、当社子会社各社の危機管理に係る責任者、コンプライアンス・リーダーその他内部統制に係る管理責任者との緊密な連携の下、当社子会社の内部統制システム、当社と当社子会社との間の内部統制に関する連携体制等の監査を行う。
- ⑦ 当社監査役は、TTKグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるように、それぞれの組織の危機管理に係る責任者、コンプライアンス・リーダーその他内部統制に係る管理責任者との緊密な連携体制を構築する。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務の補助は、監査室の使用人がこれにあたる。また、監査役が専属の補助使用人の設置を求める等監査役から補助使用人に関して要請がある場合には、経営企画本部長は、当該監査役の要請を最大限尊重して、使用人の中から監査役の補助使用人を任命するものとする。

**(7) 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 経営企画本部長は、監査役の補助使用人の人事について、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- ② 監査役の補助使用人は、監査役の職務の補助について、監査役の指示に従うものとし、取締役、執行役員その他業務執行部門に属する者からいかなる指示も受けないものとする。

**(8) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会又は監査役に対して、TTKグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項、その他当社の監査役が報告を求めた事項を直ちに報告する。当社の監査役は、この報告を受けた場合には、当社の監査役会に速やかに報告する。
- ② 監査室は、監査役会が指示した事項について、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- ③ 監査室長は、監査役に対して、原則として3ヶ月に1回、監査室の職務の執行に関する状況を報告する。コンプライアンス室は、内部通報制度による通報があった場合には、その内容について、速やかに監査役に報告するものとする。



- ④ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役から、職務執行に関する事項の報告を求められたときには、速やかにその報告をする。
- ⑤ 当社は、上記報告を行った者に対して、当該報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行わないこととする。

#### **(9) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会は、取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ② 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ③ 監査役は、必要に応じ、会計監査人及び弁護士等の外部専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

#### **(10) 財務報告の適正性を確保するための体制**

内部統制システム管理委員会の財務委員会は、経理に関する規程類の制改定等財務報告の適正性を確保するための体制を整備し、かつ、当該体制を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。



## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの整備に関する事項

当社グループ全体の内部統制システムの構築・推進及び管理を行う内部統制システム管理委員会を6回開催しました。同委員会は、子会社を含めたグループ全体の業務執行状況を確認し、当社の定める規程類による業務統制、各種業務フローに関する評価・指導を実施しています。

### (2) コンプライアンスに関する事項

当社コンプライアンス室は、当社グループ全ての役職員に対し、その職務内容に応じて必要なコンプライアンス研修を実施するとともに、コンプライアンスに関するメッセージを定期的に発信し、TTKグループ行動指針に基づくコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

また、社内外に内部通報窓口を設置し、通報があった場合には速やかに事実を確認して、その是正・防止措置及び再発防止策を講じることとしています。

### (3) 危機管理に関する事項

当社グループの危機管理の基本方針に基づく施策等を審議する危機管理委員会を2回開催しました。同委員会は、各組織から報告されたリスクを検証し、情報共有を図ることにより、危機事案の予防及び有事に備えた取組みを実施しています。

### (4) 取締役会の運営に関する事項

当社取締役会は、社外取締役1名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しています。毎月定例会議を開催しており、経営の基本方針及び重要な業務執行事項を審議・決定するとともに月次業績等の報告を受け、業務執行の監督を行っています。

### (5) 子会社経営管理に関する事項

当社取締役会は、子会社管理規程に基づいて、子会社の重要事項を審議し、子会社の適正な業務運営の実現のために、実効性のある子会社経営管理を実施しています。

また、当社監査役及び監査室が各子会社に実施した監査の結果を当社取締役会へ報告する等、グループ全体で業務の適正を確保するための体制を整備しています。

### (6) 監査役に関する事項

当社監査役は、取締役会及び経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行状況について取締役から直接確認を行い、日々の業務レベルにおいて監視する体制を整備し、経営監視機能の強化及び向上を図っています。

(注) 本事業報告中に記載の金額（1株当たり当期純利益を除く）及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、その他は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 計算書類

### 連結貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,575,557</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,614,300</b>
現金及び預金	5,499,141	工事未払金	3,926,290
受取手形及び売掛金	71,212	買掛金	29,110
完成工事未収入金	10,542,658	リース債務	153,375
未成工事支出金	1,521,188	未払金	575,856
材料貯蔵品	430,815	未払法人税等	301,787
商品	9,696	未成工事受入金	179,791
繰延税金資産	350,823	完成工事補償引当金	4,112
その他	154,471	工事損失引当金	79,500
貸倒引当金	△4,450	その他	364,475
<b>固定資産</b>	<b>8,666,943</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,346,861</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,153,033</b>	リース債務	523,375
建物及び構築物	2,255,121	退職給付に係る負債	2,693,647
機械及び運搬具	295,883	その他	129,839
土地	1,882,984	<b>負債合計</b>	<b>8,961,162</b>
リース資産	579,910	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	5,692	<b>株主資本</b>	<b>17,235,234</b>
その他	133,440	資本金	2,847,684
<b>無形固定資産</b>	<b>191,902</b>	資本剰余金	2,727,775
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,322,007</b>	利益剰余金	12,051,881
投資有価証券	2,727,602	自己株式	△392,105
繰延税金資産	553,191	その他の包括利益累計額	836,709
その他	44,113	その他有価証券評価差額金	1,009,990
貸倒引当金	△2,900	退職給付に係る調整累計額	△173,281
<b>資産合計</b>	<b>27,242,500</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>209,394</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>18,281,338</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,242,500</b>

## 連結損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		33,260,258
売上原価		28,919,370
売上総利益		4,340,887
販売費及び一般管理費		2,961,596
営業利益		1,379,290
営業外収益		121,986
受取利息及び配当金	61,015	
その他	60,971	
営業外費用		25,359
リース解約損	5,710	
その他	19,649	
経常利益		1,475,917
特別損失		197,248
減損損失	172,112	
企業結合における交換損失	19,615	
固定資産売却損	5,520	
税金等調整前当期純利益		1,278,668
法人税、住民税及び事業税	592,140	
法人税等調整額	△132,502	459,638
当期純利益		819,030
非支配株主に帰属する当期純利益		39,110
親会社株主に帰属する当期純利益		779,920

## 連結株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	2,847,684	2,719,625	11,631,370	△389,174	16,809,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△359,410		△359,410
親会社株主に帰属する当期純利益			779,920		779,920
自己株式の取得				△2,931	△2,931
連結子会社持分の変動		8,149			8,149
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	<b>—</b>	<b>8,149</b>	<b>420,510</b>	<b>△2,931</b>	<b>425,728</b>
平成29年3月31日残高	2,847,684	2,727,775	12,051,881	△392,105	17,235,234

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成28年4月1日残高	866,603	△213,180	653,422	569,343	18,032,272
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△359,410
親会社株主に帰属する当期純利益					779,920
自己株式の取得					△2,931
連結子会社持分の変動					8,149
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	143,386	39,899	183,286	△359,949	△176,663
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	<b>143,386</b>	<b>39,899</b>	<b>183,286</b>	<b>△359,949</b>	<b>249,065</b>
平成29年3月31日残高	1,009,990	△173,281	836,709	209,394	18,281,338

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社  
 東部電話工事(株) 北部電設(株) 盛岡電話工事(株) 八甲通信建設(株) 千秋通信建設(株)  
 山形通信工事(株) 福島電話工事(株) (株)TTKテクノ

なお、東北通産株式会社については、平成28年4月1日付で資材リンコム株式会社を存続会社、東北通産株式会社及び北通産株式会社を消滅会社とする吸収合併を行ったことに伴い、当社の連結子会社から除外しております。

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

###### ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械及び運搬具が2年～17年、工具器具及び備品（その他有形固定資産）が2年～20年であります。

###### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績による見積額を計上しております。

###### ハ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

ハ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類へ与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,326,247千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
秋田県秋田市	事業用資産	土地、建物、リース資産
秋田県由利本荘市		
秋田県大仙市	遊 休	土地

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準として拠点別に、遊休資産については個別の物件ごとにグループングしております。

その結果、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである拠点について、減損処理の要否を検討し、減損対象となった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

また、大仙市の土地については遊休資産であり、個別に評価した結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

その内訳は、土地114,721千円、建物30,584千円、リース資産26,806千円であります。

なお、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを2.3%の割引率で割引引いて計算しており、また、回収可能価額が正味売却価額の場合には、路線価等を基準に算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式（自己株式含む） 21,226,071株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	199,687	10	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	159,722	8	平成28年9月30日	平成28年11月28日
計		359,410			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ 配当金の総額 299,442千円

ロ 1株当たり配当額 15円

ハ 基準日 平成29年3月31日

ニ 効力発生日 平成29年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金及び株式、債券を中心に行っております。

完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
①現金及び預金	5,499,141	5,499,141	—
②完成工事未収入金	10,542,658	10,542,658	—
③投資有価証券 その他有価証券	2,339,471	2,339,471	—
④工事未払金	( 3,926,290)	( 3,926,290)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

##### ①現金及び預金並びに②完成工事未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### ③投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券は、その他有価証券として保有しております。

##### ④工事未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額388,130千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	905円 28銭
1株当たり当期純利益	39円 06銭



## 9. 企業結合に関する注記

### 子会社の企業結合

#### (1) 子会社が行った企業結合の概要

##### ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称：資材リンコム株式会社（旧中央資材株式会社、以下「資材リンコム」という）

事業の内容：情報通信設備の構築に使用する各種資材の販売

被結合企業の名称：東北通産株式会社（連結子会社、以下「東北通産」という）及び北通産株式会社（以下「北通産」という）

事業の内容：情報通信設備の構築に使用する各種資材の販売

##### ② 企業結合を行った主な理由

東日本管内における3社の経営資源を集中し、経営の効率化による強固な経営基盤の確立

##### ③ 企業結合日

平成28年4月1日

##### ④ 法的形式を含む取引の概要

資材リンコムを吸収合併存続会社、東北通産及び北通産を吸収合併消滅会社とする吸収合併。なお、資材リンコムは連結子会社または持分法適用関連会社には該当しません。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき会計処理を行い、企業結合における交換損失19,615千円を計上しております。

#### (3) 連結損益計算書に計上されている子会社に係る損益の概算額

該当事項はありません。

#### (4) 継続的関与の概要

当社グループは、当該合併後の存続会社である資材リンコムより、情報通信設備の構築に使用する各種資材の仕入を継続して行っております。なお、当社取締役1名が資材リンコムの取締役を兼任しております。

## 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,149,097</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,042,904</b>
現金及び預金	2,839,651	工事未払金	3,874,797
受取手形	4,733	リース債務	153,375
完成工事未収入金	10,184,769	未払金	523,653
未成工事支出金	1,080,391	未払法人税等	194,751
材料貯蔵品	420,982	完成工事補償引当金	3,778
未収入金	258,480	その他	292,547
繰延税金資産	253,677	<b>固定負債</b>	<b>2,768,334</b>
その他	107,410	リース債務	523,375
貸倒引当金	△1,000	退職給付引当金	2,158,309
		その他	86,650
<b>固定資産</b>	<b>8,455,103</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,811,239</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,913,994</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物	2,142,562	<b>株主資本</b>	<b>14,782,971</b>
機械及び運搬具	293,704	<b>資本金</b>	<b>2,847,684</b>
工具器具及び備品	120,010	<b>資本剰余金</b>	<b>2,641,867</b>
土地	1,776,486	資本準備金	2,641,867
リース資産	579,910	<b>利益剰余金</b>	<b>9,685,525</b>
建設仮勘定	1,320	利益準備金	711,921
<b>無形固定資産</b>	<b>188,439</b>	その他利益剰余金	8,973,604
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,352,668</b>	株主配当積立金	756,017
投資有価証券	2,727,602	建物圧縮積立金	20,634
関係会社株式	170,250	別途積立金	5,832,000
長期貸付金	303,948	繰越利益剰余金	2,364,952
繰延税金資産	343,640	<b>自己株式</b>	<b>△392,105</b>
その他	36,336	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,009,990</b>
貸倒引当金	△229,109	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,009,990</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,604,201</b>	<b>純資産合計</b>	<b>15,792,961</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>23,604,201</b>

## 損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
完成工事高		30,597,128
完成工事原価		27,057,398
完成工事総利益		3,539,729
販売費及び一般管理費		2,551,584
<b>営業利益</b>		<b>988,145</b>
<b>営業外収益</b>		<b>154,527</b>
受取利息及び配当金	65,278	
その他	89,248	
<b>営業外費用</b>		<b>176,986</b>
子会社出向者人件費等負担金	42,027	
関係会社貸倒引当金繰入額	115,408	
その他	19,550	
<b>経常利益</b>		<b>965,685</b>
<b>特別利益</b>		<b>686,653</b>
企業結合における交換利益	686,653	
<b>特別損失</b>		<b>177,633</b>
減損損失	172,112	
固定資産売却損	5,520	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,474,706</b>
法人税、住民税及び事業税	412,812	
法人税等調整額	△80,672	332,139
<b>当期純利益</b>		<b>1,142,566</b>

## 株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成28年4月1日残高	2,847,684	2,641,867	2,641,867	711,921
<b>事業年度中の変動額</b>				
建物圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
<b>事業年度中の変動額合計</b>	—	—	—	—
平成29年3月31日残高	2,847,684	2,641,867	2,641,867	711,921

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	株主配当積立金	建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成28年4月1日残高	756,017	21,741	5,832,000	1,580,689	8,902,369
<b>事業年度中の変動額</b>					
建物圧縮積立金の取崩		△1,106		1,106	—
剰余金の配当				△359,410	△359,410
当期純利益				1,142,566	1,142,566
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
<b>事業年度中の変動額合計</b>	—	△1,106	—	784,263	783,156
平成29年3月31日残高	756,017	20,634	5,832,000	2,364,952	9,685,525

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日残高	△389,174	14,002,746	862,840	862,840	14,865,587
<b>事業年度中の変動額</b>					
建物圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△359,410			△359,410
当期純利益		1,142,566			1,142,566
自己株式の取得	△2,931	△2,931			△2,931
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			147,149	147,149	147,149
<b>事業年度中の変動額合計</b>	<b>△2,931</b>	<b>780,225</b>	<b>147,149</b>	<b>147,149</b>	<b>927,374</b>
平成29年3月31日残高	△392,105	14,782,971	1,009,990	1,009,990	15,792,961

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### ロ その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品…………… 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械及び運搬具が2年～17年、工具器具及び備品が2年～20年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績による見積額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2.会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類へ与える影響は軽微であります。

3.追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,008,720千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	232,182千円
長期金銭債権	300,000千円
短期金銭債務	690,616千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	9,845千円
仕入高	4,593,885千円
営業取引以外の取引高	86,974千円

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
秋田県秋田市	事業用資産	土地、建物、リース資産
秋田県由利本荘市		
秋田県大仙市	遊 休	土地

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基準として拠点別に、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングしております。

その結果、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである拠点について、減損処理の要否を検討し、減損対象となった資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

また、大仙市の土地については遊休資産であり、個別に評価した結果、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

その内訳は、土地114,721千円、建物30,584千円、リース資産26,806千円であります。

なお、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを2.3%の割引率で割り引いて計算しており、また、回収可能価額が正味売却価額の場合には路線価等を基準に算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,263,237株
------	------------



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認	190,376千円
未払賞与法定福利費否認	28,860千円
未払事業税否認	26,582千円
投資有価証券評価損否認	73,406千円
退職給付引当金否認	666,968千円
減損損失	94,968千円
貸倒引当金	69,175千円
関係会社株式評価損	15,290千円
その他	43,278千円
繰延税金資産小計	1,208,906千円
評価性引当額	△239,364千円
繰延税金資産合計	969,541千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△361,522千円
建物圧縮積立金	△9,667千円
その他	△1,032千円
繰延税金負債合計	△372,222千円
繰延税金資産の純額	597,318千円

8. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北部電設(株)	83.9%	当社の工事施工の一部を受注	工事施工の一部を外注(注1)	1,954,832	工事未払金	312,452
子会社	(株)TTKテクノ	100%	当社の工事施工の一部を受注 資金の貸付	資金の貸付(注2) 貸付金の回収	100,000 100,000	長期貸付金(注3) 未収入金(注3)	300,000 211,927

上記の金額のうち、工事材料購入等の取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 外注費は、積算時における総原価及び施工工程数ごとの単価により決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注3) 子会社への長期貸付金及び未収入金に対し、226,209千円の貸倒引当金を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	791円 11銭
1株当たり当期純利益	57円 23銭

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 T T K  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村大輔 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村剛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T T K の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T T K 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 T T K  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村大輔 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村剛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T T K の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

## 株式会社TTK 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	千 葉 恵 逸	㊟
社外監査役	伊 崎 健太郎	㊟
監 査 役	柴 崎 一 美	㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元を重視しております。

また、当社は、競争力及び収益力の強化という観点から、高い信用力の保持及び中長期的な資金需要への対応のための必要かつ十分な内部留保を維持してまいります。すなわち、資金需要の不安定な建設業を営む一方で、東北地方における安定した情報通信サービス・インフラの提供という公共的な役割を果たすため、高い信用力を保持しなければなりません。また、将来の事業拡大や設備投資等中長期的な資金需要の可能性にも備える必要があります。

以上のような観点から、当社は「適切な株主還元と事業の維持・拡大に必要な内部留保」をバランスよく実施することを利益配分の基本方針としております。

具体的には、平成26年度から平成28年度におきましては、経営環境の変化等により短中期的な資金需要が生じた場合を除き、配当性向40%を目途（但し、1株当たり15円を下回らない）に適切な株主還元を実施することを目標としてまいりました。

上記の考えに基づき、当期（第64期）は、「第4次中期経営計画（平成26年度～平成28年度）」の最終年度であり、売上と利益の最大化を図った結果、同計画で掲げた数値目標を達成することができたことを踏まえ、当社の業績、経営環境、今後の事業計画及び業績見通し、将来の事業拡大や設備投資等の中長期的な投資の機会等を併せ考慮して慎重に検討し、期末配当は、1株当たり普通配当金10円に特別配当5円を加え、1株当たり金15円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当につきましては、既にお支払い済みの1株につき8円の間配当と合わせ、1株につき合計23円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金 銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金15円
総 額	299,442,510円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 変更の理由

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったことに伴い、定款第2条第10号の規定の一部を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 〈1. ～9. 省略〉 10. <u>特定労働者派遣事業</u> 〈11. ～13. 省略〉</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 〈1. ～9. 省略〉 10. <u>労働者派遣事業</u> 〈11. ～13. 省略〉</p>



### 第3号議案 取締役10名選任の件

現任取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの強化のため、1名を増員して取締役10名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>ど い みき お 土 肥 幹 夫 (昭和27年12月24日生)</p>	<p>平成18年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 取締役カスタマーサービス部長</p> <p>平成21年6月 当社入社 専務取締役モバイル事業本部長</p> <p>平成21年7月 専務取締役専務執行役員モバイル事業本部長</p> <p>平成22年6月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>資材リンコム株式会社 社外取締役</p>	36,000株
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>同氏は、平成21年6月より取締役として、平成22年6月29日以降は代表取締役社長として当社の経営を担っております。その実績とともに通信業界における業界知見および技術・企画・管理やIR/SR等における豊富な経験を有し、人格、見識にも優れていることから、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>	
2	<p>す どう たかし 数 藤 崇 (昭和29年6月13日生)</p>	<p>平成17年6月 東日本電信電話株式会社 新潟支店長</p> <p>平成19年6月 当社入社 経営企画本部長</p> <p>平成20年6月 常務取締役経営企画本部長</p> <p>平成26年7月 常務取締役経営企画本部長兼人事部長</p> <p>平成27年6月 専務取締役経営企画本部長兼人事部長</p> <p>平成27年7月 専務取締役経営企画本部長（現任）</p>	15,000株
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>同氏は、平成20年6月より取締役経営企画本部長として当社の経営を担っております。その実績とともに通信業界における業界知見および技術、企画・管理等における豊富な経験を有し、人格、見識にも優れていることから、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>	
3	<p>さ どう かつ み 佐 藤 克 三 (昭和29年5月4日生)</p>	<p>平成20年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 福島支店長</p> <p>平成22年4月 当社入社 モバイル事業本部副本部長</p> <p>平成22年6月 モバイル事業本部長</p> <p>平成22年7月 常務執行役員モバイル事業本部長</p> <p>平成24年6月 取締役常務執行役員モバイル事業本部長（現任）</p>	5,000株
		<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>同氏は、平成24年6月より取締役モバイル事業本部長として当社の経営を担っております。その実績とともに通信業界における業界知見および技術、企画・管理等における豊富な経験を有し、人格、見識にも優れていることから、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	竹内 隆司 (昭和33年6月25日生)	平成20年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー ネットワークシステム事業本部エンジニアリング開発事業部長 平成22年7月 一般社団法人情報通信エンジニアリング協会 第一技術部長 平成24年10月 当社入社 NTT事業本部副本部長 平成25年2月 常務執行役員NTT事業本部副本部長 平成25年6月 取締役常務執行役員NTT事業本部部長 平成26年6月 取締役常務執行役員NTT事業本部部長兼復興推進室長(現任)	10,000株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、平成25年6月より取締役NTT事業本部部長として当社の経営を担っております。その実績とともに通信業界における業界知見および技術、企画・管理等における豊富な経験を有し、人格、見識にも優れていることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>		
5	名取 正裕 (昭和34年1月1日生)	平成24年5月 東日本電信電話株式会社 財務部業務監査室長 平成26年7月 当社入社 常務執行役員経営企画本部副本部長 平成26年11月 常務執行役員経理部長 平成27年6月 取締役経理部長(現任)	5,000株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、平成27年6月より取締役経理部長として当社の経営を担っております。その実績とともに通信業界における企画・管理、法務、会計・財務分野における豊富な経験を有し、人格、見識にも優れていることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>		
6	八 鍬 一 哉 (昭和29年6月18日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年7月 執行役員NTT事業本部岩手支店長 平成25年4月 執行役員NTT事業本部秋田支店長 平成27年6月 取締役NTT事業本部秋田支店長 平成27年7月 取締役人事部長(現任)	7,000株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、平成27年6月より取締役NTT事業本部秋田支店長として、同年7月より取締役人事部長として当社の経営を担っております。その実績とともに通信業界における業界知見および技術、企画・管理、人事等における豊富な経験を有し、人格、見識にも優れていることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>		
7	渡 邊 裕 二 (昭和34年9月30日生)	平成26年6月 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 取締役総務経理部長 平成27年6月 当社入社 総務部担当部長兼コンプライアンス室長 平成27年7月 常務執行役員総務部担当部長兼コンプライアンス室長 平成28年6月 取締役総務部長兼コンプライアンス室長(現任)	4,000株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、平成28年6月より取締役総務部長として当社の経営を担っております。その実績とともに通信業界における企画・管理、法務、会計・財務、人事等における豊富な経験を有し、人格、見識にも優れていることから、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<p>かとうまさゆき 加藤正幸 (昭和38年3月3日生) 新任</p>	<p>平成26年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 取締役ネットワークサービス事業本部 事業運営部長(現任)</p>	3,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年に亘りネットワーク事業・設備企画事業分野に携わっており、同事業分野における豊富な経験を有しております。人格、見識にも優れていることから、当社が平成29年度より推進する第5次中期経営計画の柱である新たなコア事業への取組みのために最適な人材として、新たに、取締役候補者といたしました。</p>			
9	<p>ちばのぶひろ 千葉信博 (昭和23年5月29日生) 社外</p>	<p>平成17年6月 株式会社七十七銀行 常務取締役 平成18年6月 当社社外監査役 平成20年6月 七十七リース株式会社 取締役社長 平成24年6月 七十七リース株式会社 取締役会長 平成26年4月 学校法人聖和学園 常務理事(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任)</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、平成18年6月から8年間 当社の社外監査役として、また、平成26年6月から3年間当社の社外取締役として在任しており、これまで経営上有用な指摘、意見を述べてきました。これらの実績に加え、同氏が培ってきた金融機関における豊富な経営経験等に基づく高い見識に鑑み、今後も適切な助言、提言を頂けるものと期待されることから、引き続き、当社の社外取締役候補者といたしました。 なお、当社は、同氏が選任された場合は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。当社のコーポレートガバナンス基本方針では、独立役員の独立性判断基準として、過去3年以内において当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者は独立性を有しないものと判定しております。同氏は、過去、株式会社七十七銀行及びそのグループ会社に在籍しておりましたが、その退職後3年以上が経過しており、かかる基準には抵触いたしません。同氏は独立性を十分に有すると判断しております。</p>			
10	<p>まるおやすこ 丸尾容子 (昭和36年6月6日生) 新任 社外</p>	<p>平成9年11月 日本電信電話株式会社 NTT環境エネルギー研究所 主任研究員 平成24年4月 金沢大学理工学域 客員教授 城西大学理学部 非常勤講師 平成25年4月 東北工業大学工学部 教授(現任)</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年に亘り環境化学に関する研究活動を数多く行っており、同分野における豊富な知識及び経験を有しております。同氏は過去に会社経営に関与された経験はありませんが、当社が平成29年度より推進する第5次中期経営計画の柱である新たなコア事業への取組みにあたり、同氏が培ってきた環境化学分野における高い見識及び豊富な経験と大学教授としての幅広い視野に鑑み、適切な助言、提言を頂けるものと期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに、社外取締役候補者といたしました。 なお、当社は、同氏が選任された場合は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。当社のコーポレートガバナンス基本方針では、独立役員の独立性判断基準として、過去3年以内において当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者は独立性を有しないものと判定しております。同氏は、過去、NTTグループの関係研究所に在籍しておりましたが、同研究所を退職後4年が経過しており、かかる基準には抵触いたしません。同氏は独立性を十分に有すると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 千葉信博氏および丸尾容子氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役柴崎一美氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

次の監査役候補者は、監査役柴崎一美氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定に従い、退任する同監査役の任期が満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
さとう ただす 佐藤 糾 (昭和28年2月10日生) 新任	平成17年7月 株式会社NTT東日本-宮城取締役副社長 平成20年4月 当社入社 NTT事業本部宮城支店担当部長 平成20年6月 NTT事業本部宮城支店長 平成20年7月 常務執行役員NTT事業本部宮城支店長 平成22年6月 取締役常務執行役員コミュニティ事業本部長兼東京支店長 平成23年4月 取締役常務執行役員コミュニティ事業本部長(現任)	7,000株

##### 【監査役候補者とした理由】

同氏は、優れた人格、見識及び能力を有しており、また、コミュニティ事業本部担当取締役として7年間に亘り当社の経営の中核を担い、幅広い実績と経験を有しており、特に、通信業界における企画・管理、人事等幅広い業務に精通しております。同氏のこのような経験により、監査役の職責を果たすために必要となる能動的な情報収集が可能と考えられること、また、同氏の能力は当社監査役会を構成する監査役の多様性に資すると考えられること、その能力とこれまでの経験を活かし、監査役として取締役の職務執行を的確、公正かつ効率的に監査することができると考えられることから、新たに、監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 佐藤糾氏は、本株主総会終結の時をもって当社取締役の任期が満了となります。

以上



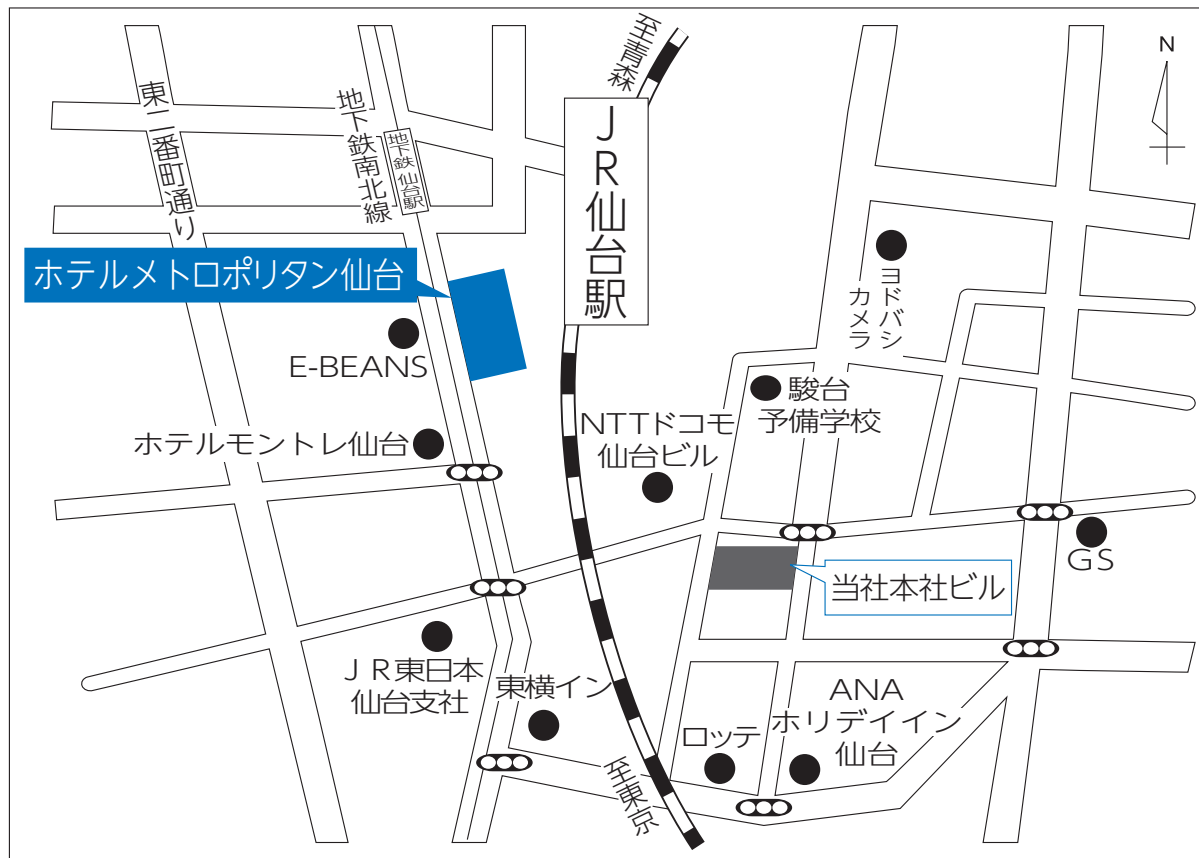




## 株主総会会場ご案内図

会 場 仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台3階「曙」  
電話 (022) 268-2525

会 場 付 近 略 図



交通 JR仙台駅から徒歩約1分  
(ご来場の際は、公共交通機関等をご利用願います。)